



長野県報

3月3日(木)
平成28年
(2016年)
第2753号

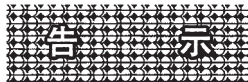
目次

告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課).....	1
生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課).....	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称等の変更の届出(地域福祉課).....	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の指定の辞退の届出(地域福祉課).....	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の休止の届出(地域福祉課).....	3
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出(地域福祉課).....	3
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	3
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課).....	3
公共測量の実施(建設政策課).....	4
公共測量の終了(2件)(建設政策課).....	4
土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定(3件)(砂防課).....	5
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(都市・まちづくり課).....	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	6

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(3件)(県民協働課).....	7
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課).....	7



長野県告示第107号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成28年3月3日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	認定の有効期限
市瀬整形外科	飯田市川路4825	平成31年2月18日

医療推進課

長野県告示第108号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成28年3月3日

長野県知事 阿部 守一

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
牛山医院	長野県岡谷市天竜町三丁目2番23号	平成28年1月1日
クリニックニレイ	長野県須坂市大字仁礼7番地10	平成27年12月1日
なわ歯科医院	長野県岡谷市長地御所1丁目8番6号	平成27年7月1日
たかはしクリニック	長野県中野市吉田890-1	平成27年7月1日
ふたば玉川薬局	長野県茅野市玉川4496-1	平成28年1月1日

地域福祉課

長野県告示第109号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成28年3月3日

長野県知事 阿部 守一

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
須坂あすなる薬局	長野県須坂市北原町556-3	長野県須坂市北原町556-3	長野県須坂市北原町559-54	平成27年12月20日
医療法人小野医院	長野県岡谷市長地柴宮一丁目18番9号	小野博正	小野秀正	平成27年12月1日

地域福祉課

長野県告示第110号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

平成28年3月3日

長野県知事 阿部 守一

診療所

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
みよたファミリークリニック	長野県北佐久郡御代田町御代田4106-123	平成28年1月31日

地域福祉課

長野県告示第111号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を休止する旨、次のとおり届出がありました。

平成28年3月3日

長野県知事 阿部 守一

薬局

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
ともえ飯田薬局	長野県飯田市伝馬町2-32-3	平成28年1月18日

地域福祉課

長野県告示第112号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成28年3月3日

長野県知事 阿部 守一

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
青い鳥薬局	長野県松本市寿北8丁目21番3号	平成27年12月31日
たかはしクリニック	長野県中野市吉田890-1	平成27年12月31日
荻原歯科医院	長野県上田市中央1丁目7-27	平成27年9月30日
片塩医院	長野県飯山市南町22番地10	平成27年11月30日
松原台診療所武田内科医院	長野県松本市大字松原40番地7	平成27年12月31日

地域福祉課

長野県告示第113号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年3月3日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

飯山市大字旭字向湯生2238のイの1・2239のニ（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2159、2162のロ、2170のロの1、2170のロの2、2170のニの1、2190の1、2190のイ、2190のハ、2190のニ、2202の2、2211の2、2238のイの2、2238のロ、2238のハ、2260のロ、字下芳尾2281の3、2340、2351

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第114号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法

第30条の規定により告示します。

平成28年3月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯山市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第115号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年3月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北安曇郡白馬村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、白馬村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
白馬村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、白馬村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第116号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年3月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下水内郡栄村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
栄村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第117号

長野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年3月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（街区基準点復旧測量）
- 2 作業期間
平成28年2月19日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域
長野市

建設政策課

長野県告示第118号

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部東京支社長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年3月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類

公共測量 (空中写真撮影 デジタル)

2 作業期間

平成27年3月3日から平成28年2月2日まで

3 作業地域

長野市、中野市、飯山市、上高井郡小布施町、下高井郡木島平村

建設政策課

長野県告示第119号

小谷村長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年3月3日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量(数値撮影、写真地図作成、数値地形図データ更新)

2 作業期間

平成27年6月1日から平成28年2月17日まで

3 作業地域

北安曇郡小谷村

建設政策課

長野県告示第120号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月3日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

本間下及び新開

2 指定の区域

南佐久郡小海町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第121号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月3日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

下栗生及び三川

2 指定の区域

南佐久郡南相木村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第122号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月3日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

川又、坂上、久保、下新井1号及び下新井2号

2 指定の区域

南佐久郡北相木村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第123号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成28年3月3日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

富士見都市計画道路 3・5・8号役場通り線

3・5・10号富士見駅富里線

2 都市計画を定める土地の区域

3・5・8号役場通り線

平成11年長野県告示第78号の土地の区域のうち、富士見町大字落合字西平を廃止。

また、富士見町大字富士見字夫婦石及び字蛇込並びに大字落合字南原山、字一ノ沢及び字一ノ沢尾根の各一部を変更する。

3・5・10号富士見駅富里線

平成11年長野県告示第78号の土地の区域のうち、富士見町大字落合字南原山、字南原及び字蛇込の各一部を変更する。

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、富士見町役場

都市・まちづくり課

長野県安曇野建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年3月3日

長野県安曇野建設事務所長 下里 巖

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市明科東川手12788番1地先から 安曇野市明科東川手3292番1地先まで	旧	6.7~12.3 m	0.3100 km
同 上	新	9.3~19.9	0.3265

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年3月3日

長野県須坂建設事務所長 藤池 弘

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 406号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字須坂字中町240番の1地先から 須坂市大字須坂字中町235番地先まで	旧	7.4~17.7 m	0.1338 km
同 上	新	16.0~24.9	0.1338

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 須坂中野線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字高井字退島600番の1地先から 上高井郡高山村大字高井字退島2906番の3地先まで	旧	7.0~10.7 m	0.1167 km
同 上	新	9.2~15.4	0.1167

- 3 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 須坂中野線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字高井字紫裏4987番の4地先から 上高井郡高山村大字高井字紫裏4987番の2地先まで	旧	6.8~7.0 m	0.0540 km
同 上	新	9.2	0.0540

- 4 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 豊野南志賀公園線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の507地先から 上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の507地先まで	旧	4.5~7.0 m	0.1014 km
同 上	新	5.5~7.5	0.1014

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年3月3日

長野県安曇野建設事務所長 下里 巖

- 1 路線名 403号
- 2 供用を開始する区間
安曇野市明科東川手12788番1地先から
安曇野市明科東川手3292番1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成28年3月3日

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年3月3日

長野県須坂建設事務所長 藤池 弘

- 1 (1) 路線名 406号
- (2) 供用を開始する区間

須坂市大字須坂字中町240番の1地先から
 須坂市大字須坂字中町235番地先まで

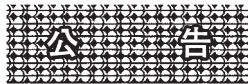
(3) 供用を開始する期日 平成28年3月3日

2(1) 路線名 須坂中野線

(2) 供用を開始する区間
 上高井郡高山村大字高井字返島600番の1地先まで
 上高井郡高山村大字高井字返島2906番の3地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成28年3月3日
- 3(1) 路線名 須坂中野線
- (2) 供用を開始する区間
 上高井郡高山村大字高井字紫裏4987番の4地先から
 上高井郡高山村大字高井字紫裏4987番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成28年3月3日
- 4(1) 路線名 豊野南志賀公園線
- (2) 供用を開始する区間
 上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の507地先から
 上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の507地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成28年3月3日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年3月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年2月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人まるんぐらっせ
- 3 代表者の氏名
倉橋 明子
- 4 主たる事務所の所在地
上高井郡小布施町大字中松388番地15
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障がい者が地域で自立生活できる社会の実現を図るため、障がい者の自立に向けた支援を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告し

ます。
 平成28年3月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年2月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人たけのこ
- 3 代表者の氏名
鳥羽 絵里子
- 4 主たる事務所の所在地
松本市寿北6丁目11番1号 淵庵村多目的ホール
- 5 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民や企業の他、公的、教育、福祉関連機関や施設を対象として、人と人の出会いの場の創造、機会、企画などコミュニティの創造を行い、人と人がより良い関係で共存し、また人が作り出した芽をたけのこのように強くたくましく育み、より良い社会環境の実現に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年3月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年2月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人野原の学校
- 3 代表者の氏名
坂口 正治
- 4 主たる事務所の所在地
上田市菅平高原1223番地2767
- 5 定款に記載された目的
この法人は、青少年及びその保護者らに対し、キャンプやワークショップを中心とした教育に関する事業を行い、青少年の成長に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年3月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年2月25日